

## 浜松市市民農園事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市市民農園条例(平成20年浜松市条例第3号。以下「条例」という。)

第1条の主旨に基づき、都市における農地を有効活用し、都市住民のレクリエーション需要に応え、市民が緑や土とふれあえる場を確保するため設置した市民農園における事業を行うに当たっての必要な事項を定めることにより、条例及び浜松市市民農園条例施行規則(平成20年浜松市規則第5号。以下「規則」という。)の円滑な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、条例及び規則に定めるところによる。

### (分区園利用者の募集と決定)

第3条 市は、利用者を募集する場合、あらかじめ応募期間、申込方法、当選者の発表方法等を市広報誌、市ホームページに掲載し、公表するものとする。

2 利用者の決定は原則公開抽選とする。ただし、応募件数が空き区画数を下回るなど公開の必要がない場合はこの限りではない。

3 いきいき菜園利用者は契約者とその家族とする。

### (利用等の許可通知)

第4条 市長は、条例及び規則規定する各申請に対し、下記により許可の旨を申請者に通知する。

- (1) 第1号様式に対しては「鴨江いきいき菜園公園行為許可書」
- (2) 第2号様式に対しては「鴨江いきいき菜園公園行為変更許可書」
- (3) 第3号様式に対しては「市民農園利用許可書」
- (4) 第4号様式に対しては「市民農園利用変更・更新許可書」
- (5) 第5号様式に対しては「鴨江いきいき菜園公園使用料減免許可書」
- (6) 第6号様式に対しては「分区園使用料減免許可書」

### (分区園の利用)

第5条 条例第3条に掲げる事業の実施に伴う分区園利用に関する基本事項は下記のとおりとする。

- (1) 農作業を行うことのできる時間は、日の出から日没までとする。(春・秋：6時～18時、夏：5時～19時、冬：7時～17時を目安とする。)
- (2) 利用者は付設する農機具庫の鍵を各一錠所有し、農園利用終了時、または許可の取り消し時に返却すること。これを紛失した場合、鍵の取替費を負担しなければならない。また、農機具庫は共同で使用する物の保管に限るものとする。
- (3) 利用者は分区園内に工作物を設置してはいけない。
- (4) 作業に必要な器具等の持込は可とする。ただし、園内に器具等を放置してはならない。
- (5) 作業等で発生した廃棄物等は必ず各自で処分すること。園内で処分してはならない。
- (6) 農薬や肥料を使用する場合は、各取締法等を遵守すること。
- (7) 分区園へのペットの連れ込みは禁止とする。
- (8) 利用者は、皆で協力して園内の軽微な管理を行い、園ごとに行われる催し等に積極的に参加し、地域コミュニケーションの醸成に努めること。
- (9) 市は、農作物の損失に対する補償は行わない。

### (公園の利用)

第6条 鴨江いきいき菜園における公園の利用に関する基本事項は下記のとおりとする。

- (1) 条例で制限される行為以外の自由利用ができる。ただし、球技等、農園利用者、周辺住民

へ迷惑のかかる恐れのある行為をしてはならない。

- (2) 果樹等その他これに類する植物を無断で収穫、伐採してはならない。
- (3) 農園利用者以外は駐車場を利用してはならない。
- (4) 市は、公園内で行われた行為によるトラブルへの補償は行わない。

(行為制限の特例)

第7条 条例第4条及び第5条で定める鴨江いきいき菜園における公園内での行為の制限において、分区園利用者や地域住民が主体となって行う軽微な催しであり、即退去が可能なものについては、行為の制限が及ばないものとする。この場合、主催者は任意の文書をもって事前に市へ報告しなければならない。

(行為の許可に係る審査基準)

第8条 条例第4条4号のうち「公園の全部又は一部を独占して」とは、次に掲げる行為で、他者の公園利用を妨げるものをさす。

- (1) 縄はりや柵などを設置して占用する場合。
- (2) テントや舞台などの固定した工作物を設置する場合。
- (3) 他の公園利用者が立ち入れない状況で利用する場合。

2 条例第4条3項4号のうち「管理上支障があると認めるとき」とは、次に掲げる行為で、他者の公園利用を妨げるものをさす。

- (1) 他の公園利用者又は、周辺住民に著しく迷惑になると思われる行為で次に掲げるもの。

ア 音やにおいの著しいもの。

イ 火事となる恐れのあるもの。

ウ 他の利用者に危害を及ぼす恐れのあるもの。

- (2) 営利を主な目的とする行為。

- (3) 販売行為で次に掲げるもの。

ア 行商その他これに類するもの。

イ 公園利用者に支障となる場所での販売、もしくはゴミ散乱や衛生上問題となる恐れのあるもの。

- (4) 公園利用者の一般的な利用を阻害する催し等をする行為。

- (5) 公園をその用途以外に使用する行為。

(監督処分)

第9条 市長は、条例第16条に定める監督処分を執行するにあたり、監督処分執行書(別紙)にて処分内容を事前に通知することとする。

2 監督処分執行書の通知日から10日以内に改善が見られない場合、市長は監督処分を執行することとする。

(その他)

第10条 市民農園の管理運営は市の指定する者に委託できる。

## 附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長  
( 緑政課 扱い )

鴨江いきいき菜園公園行為許可書

年 月 日付け申請の鴨江いきいき菜園公園行為許可申請については、下記のとおり許可します。

記

公 園 名	鴨江いきいき菜園公園
許 可 場 所	申請書添付書類のとおり
許 可 の 事 項	のための
許 可 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
原 状 回 復 の 方 法	原状に復する
使 用 料 の 額	円
許 可 の 条 件	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市公園法、都市公園条例、市民農園条例を遵守のこと</li><li>・許可書の写を現場に掲示すること</li><li>・施設をいためないこと</li><li>・この許可に関して起因する第三者の損害及び苦情等はすべて申請者が処理すること</li></ul>

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長  
( 緑政課 扱い )

鴨江いきいき菜園公園行為変更許可書

年 月 日付け申請の鴨江いきいき菜園公園行為変更許可申請については、下記のとおり許可します。

記

公 園 名	鴨江いきいき菜園公園
許 可 場 所	申請書添付書類のとおり
許 可 理 由	
そ の 他	

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長  
( 緑政課 扱い )

市民農園利用許可書

年 月 日付け申請の市民農園利用許可申請については、下記のとおり許可します。

記

市民農園の名称	
農園	
利用期間	
その他	

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長  
( 緑政課 扱い )

市民農園利用変更・更新許可書

年 月 日付け申請の市民農園利用変更・更新許可申請については、下記のとおり許可します。

記

市民農園の名称	
農園	
許可理由	
その他	

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長  
( 緑政課 扱い )

鴨江いきいき菜園公園使用料減免許可書

年 月 日付け申請の鴨江いきいき菜園公園使用料減免許可申請については、  
下記のとおり許可します。

記

公 園 名	鴨江いきいき菜園公園
許 可 場 所	申請書添付書類のとおり
行 為 許 可 番 号	浜松市指令 第 号
許 可 理 由	
許 可 内 容	
そ の 他	

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長  
( 緑政課 扱い )

分区園使用料減免許可書

年 月 日付け申請の分区園使用料減免許可申請については、下記のとおり許可します。

記

市民農園の名称	
農 園	
行為許可番号	浜松市指令 第 号
許可理由	
許可内容	
そ の 他	

別紙

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長  
( 緑政課 扱い )

監督処分執行書

下記の件につきまして、速やかに対処していただきたく、通知いたします。

記

監督処分対象	
対処方法	
監督処分内容	
執行猶予	